

財務省告示第八十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年二月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二													
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行の格													
利付国庫債券（二年）（第二百五	財政融資資金特別会計法（昭和	第二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機關は日本銀行とする。	簡易生命保険特別会計の積立金	による引受け	額面金額で二百六十億円	二百六十億三千百二十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十五年二月二十日	額面金額百円につき百円十二銭	年〇・一パーセント	平成十五年八月二十日	とし、次の算式により算出した	金額を支払う。ただし、支払期	が銀行休業日に当たるときは、	その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年二月二十日及び八月二十日

十四 償還期限

て、その日以前六月間に属する

十五 償還金額

平成十七年二月二十日  
額面金額百円につき百円

十六 払込期日

日本銀行  
平成十五年二月二十日

平成十五年二月二十日